

環境影響評価制度について

環境立県推進課
令和5年4月24日

1.環境影響評価とは

「環境影響評価」とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者自らが、あらかじめ調査・予測・評価を行うものです。事業者は、住民や地方公共団体等に広く意見を求め、それらの意見を踏まえて、自らの事業計画を環境の保全の観点からより良いものとするための制度です。

2.対象となる事業

【法】一定規模以上の道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所など 13 事業種

【条例】法の対象となる事業に加え、一定規模以上の廃棄物処理施設(焼却場、し尿処理場)、工場の新增築、ゴルフ場・スキー場など

3.環境影響評価の手続(発電所の場合)

事業者は、環境影響評価法(以下「法」)の対象となっている発電事業を行う際は、次の文書を段階的に許認可権者である国(経済産業省)に提出します。文書は県にも送付されるとともに、事業者は住民等に広く意見を聞くこととなっています。

知事はいずれの段階でも鳥取県環境影響審査会の意見を聞いた上で、環境の保全の見地から意見を述べます。

⇒ 事業者は、評価書手続後に電気事業法に基づく国の許認可手続きに進みます。

状況	呼称	文書の記載内容
検討 調査 手法 の	配慮書 (1段階)	事業の位置・規模等の検討段階に、環境保全のために配慮すべき事項を検討し、その結果を記載した文書
	方法書 (2段階)	事業に伴う環境影響の調査・予測・評価の方法等を示した文書
現 地 調 査 ・ 予 測 ・ 評 価		
事業 計画 の 精 査	準備書 (3段階)	方法書に基づき実施した調査・予測・評価の結果及び環境保全措置・事後調査の検討結果等を示した文書
	評価書 (4段階)	準備書に対する知事意見等を踏まえ、必要に応じて準備書にさらに検討を加え、内容を修正した文書 ※ 法対象事業の場合は知事意見を述べる手続はありません。
<ul style="list-style-type: none"> 各種手続きや調査は事業者が主体となって行うもの。 法及び条例の対象事業は、本手続きをする必要があり、事業者は本手続き後に事業着手。 着手後も項目によっては環境保全措置や事後調査を行い、必要に応じて環境保全措置の追加・変更を検討・実施する。 		

4.配慮書手続きを実施しない理由(環境影響評価法施行令の改正に伴う経過措置)

○法の対象となる風力発電所の規模要件は、令和3年10月の法施行令改正により下記の通り変更となっています。

(第一種事業)【変更後】出力1万kW以上 ⇒【変更後】出力5万kW以上

(第二種事業)【変更後】7,500kW以上1万kW未満

⇒【変更後】3万7,500kW以上5万kW未満

○今回の事業は出力が約2.94万kWであるため本来は条例に基づき環境影響評価手続きを行う規模だが、法施行令改正に係る経過措置により、令和4年9月30日までに法に基づく手続きを行うことを経済産業省に報告を行っている場合、法対象事業として手続きを進めることが可能です。

⇒ 事業者は令和4年9月22日付けで経産省に法アセス手続きで行う旨を報告。

【参考】経過措置の概要

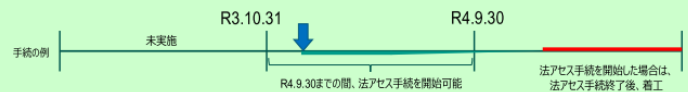
② 移行期間後 (R4.10.1以後) に着工しようとする事業の取扱い

⇒法アセス手続きの要否に係る経済産業大臣による判定を受けることが可能。(任意)

(経済産業大臣は、都道府県知事の意見を踏まえ、法アセス手続きの要否を判定) なお、判定を受けずに、法アセス手続きを開始することも可能。

∴ 事業者の手戻りリスク防止

条例が施行日後に新たに整備される場合、法及び条例アセス手続きがないものとして事業計画や事業の準備等を行っていた事業者が、手続きを最初から実施する手戻りが生じることを防止。



注) ・既に条例が整備されている場合は、法又は条例アセス手続を選択可能
・条例が整備されていない場合においても、条例整備を待ち、条例アセス手続を選択可能

○このとき当該事業は 第二種事業 (=環境影響評価手続きが必要か判定が必要な事業) 相当として扱われますが、政令の規定により配慮書手続が不要となります。

⇒ そのため本案件は方法書手続きから開始することになります。

【参考】環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(抜粋)

附則 第三条

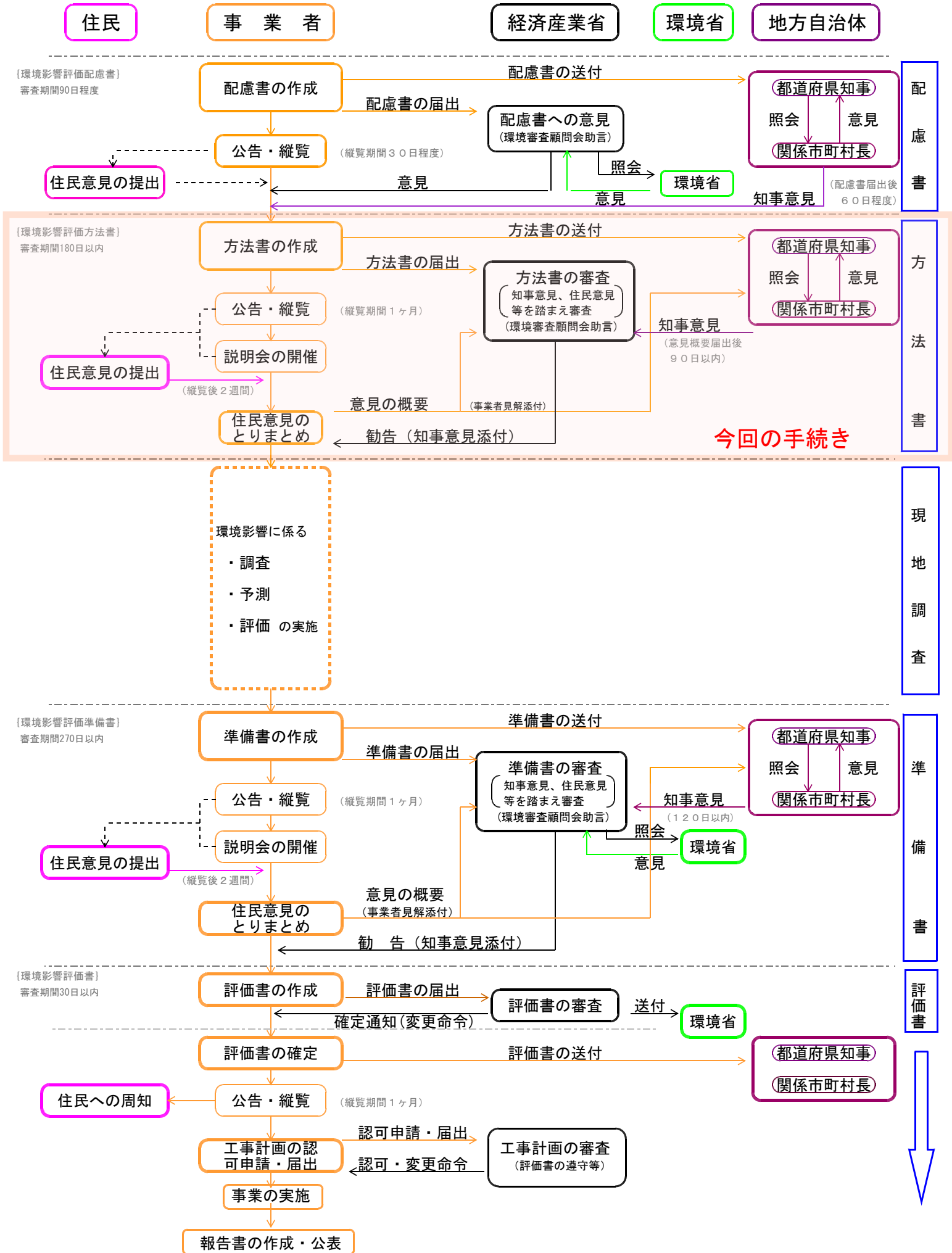
7 第三項の規定により法定環境影響評価等が行われる必要がある旨の通知が行われた手続未着手事業及び第五項の規定による通知に係る手続未着手事業については、法第二条第四項に規定する対象事業とみなして、法(第二章を除く。)及び電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)の規定を適用する。

※ 法第二条第四項に規定する対象事業 : 第二種事業

※ 法第二章 : 配慮書手続きに関する規定

発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図

1. 第1種事業



鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例第24号)(審査会規定抜粋)

第12章 鳥取県環境影響評価審査会

(設置)

第40条 この条例の規定によりその権限に属する事項を調査審議させるため、鳥取県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(組織)

第41条 審査会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第42条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第43条 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第44条 審査会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第45条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第46条 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(庶務)

第47条 審査会の庶務は、生活環境部において処理する。

(運営に関する細則)

第48条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

鳥取県環境影響評価審査会公開規程

平成12年9月12日
鳥取県環境影響評価審査会

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県環境影響評価条例第48条の規定に基づき、鳥取県環境影響評価審査会（以下、「審査会」という）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審査会は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合で公開により調査審議に支障が生じると審査会が認めるときは、非公開とする。その際、会議の冒頭に会長が委員に諮って、公開又は非公開の決定をするものとする。

- ① 希少な動植物に係るもの、企業秘密にかかるものなど鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第9条第2項各号に掲げる情報が含まれる事項について、調査審議を行う場合。
- ② 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合。

(公開の方法)

第3条 審査会は、前条の非公開の決定をした場合を除き、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴の定員は5人以上とし、会場の収容人員に応じて適宜増員するものとする。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとする。ただし、定員を超えて傍聴希望者がある場合で、傍聴希望者が資料又は傍聴席がないことを了解した場合、可能な範囲で、できるだけ傍聴を認めることとする。

- 2 傍聴希望者が非常に多数であり、先着順による対応が困難であることが予想される場合、前項によらず抽選により傍聴者を定めることができる。
- 3 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日に会場で会議開催の10分前から行うこととする。

(傍聴要領)

第5条 傍聴要領は、別紙1のとおりとする。

(会議開催案内)

第6条 会議の開催を周知するための会議開催案内は、別紙2のとおりとする。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附則

この規程は、平成12年9月12日から適用する。

傍聴要領

鳥取県環境影響評価審査会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会議の開会予定時刻までに、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 会議を傍聴される方は、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等をしないでください。ただし、審査会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。